

練情審査発第 17 号

平成 19 年 10 月 19 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

自己情報部分開示決定に対する異議申立ての審査について
(答申)

平成 19 年 4 月 20 日付け 19 練総情第 55 号で諮問 (諮問第 47 号) を受けた「平成 19 年度異動申告書」に係る自己情報部分開示決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

(答申第 33 号)

答申書（答申第 33 号）

1 審査会の結論

練馬区教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 3 月 9 日付けで行った、「平成 19 年度異動申告書」（以下「本件公文書」という。）に係る自己情報の開示請求について部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「条例」という。）の解釈および運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書の自己情報開示請求に対し平成 19 年 3 月 9 日付けで実施機関が行った、本件公文書中「異動に関する意見と理由」欄の非開示決定処分の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書、意見書および口頭意見陳述において本件異議申立てに至る経過および理由を詳細に述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

(1) 本件公文書について

ア 開示された本件公文書はほとんどが黒く塗りつぶされていて、何故私が異動したのか、異動しなくてはいけなかったのかということが全く解らない。私の異動に関する校長の所見にはどのように書かれているのか、是非開示してもらって、自分がどのように評価されているのかを知らなくてはならないと思う。

(2) 自己申告書および自己の異動について

ア 自己申告書には本人記入とは違う点が見られ、また本件公文書の日付の時点では現任校勤務を希望しているのが明らかであるのにも関わらず異動の対象とされており、当該欄の記載内容を確認する必要がある。

イ 私の作成した自己申告書の異動に関する記述が校長により不正に書きかえられ不正に異動が行われているのだから、異動に関する記述については、開示されないいかなる理由も成立しない。

(3) 評価について

ア 自分についての評価は正当でなく無効なものであり、修正して欲しいということは既に実施機関にも伝えてある。したがって、評価が云々だから開示できないという理由は当てはまらない。

イ トラブルを抱えながら学校に残ることのできている教員もいる。しかし私は、学校や子供たちとのかかわりにおいて、異動させられねばならないという評定を受けような教員ではない。何故、どんなふうに、異動させられなくてはならないという評価を書かれたのか知りたい。

4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し実施機関は、非開示理由説明書において、本件公文書を部分開示とした理由についてつぎのように説明している。

(1) 本件公文書の性格について

実施機関は、非開示理由説明書によれば、本件公文書の性格についてつぎのように述べている。

ア 本件公文書は、「東京都区市町村立小・中・養護学校教員の定期異動実施要綱」(平成15年7月10日15教人職第308号。以下「要綱」という。)に基づき、異動対象者について所属校長が作成し、実施機関である練馬区教育委員会に提出するものである。本件公文書は、その後、東京都教育委員会そして配置先の区市町村教育委員会へと事務処理が行われる過程で使用される。

(2) 条例上の非開示理由

ア 教員の人事異動は、要綱に基づき、所属校長の人事構想にかかわる意見具申、実施機関の異動計画案にかかわる内申を受けて、東京都教育委員会が承認し、決定する。

イ また、要綱では人事異動の目的を「教員に多様な経験を積ませることにより、教員の資質能力の向上と人材育成を図ること」と定めている。

ウ 本件公文書において非開示とした部分には、この目的を踏まえて所属校長による人材育成と能力開発を観点とした個々の教員の異動に関する意見と理由が記述されているものである。この意見と理由は日常の勤務に係る当該教員に対する所属校長の指導経過や評価に基づき記述されているものであり、当該教員に開示することを前提にしていない。

エ これを開示するとなると、所属校長は当該教員との関係を考慮して人事に関する率直な意見が記入しにくくなり、所属校長が公正な評価や実施機関への意見具申を行う際の大きな妨げとなるおそれがある。さらに、所属校長から公正な意見具申がなされないとなると、実施機関から東京都教育委員会への異動事務に係る内申、その他人事管理業務の公正な執行に著しい支障を生じ、要綱の定める目的達成を阻害することとなる。

オ また、教員の人事異動事務は当区限りで完結するものではなく、本件非開示部分を

開示するとなると、他区市町村の都費負担教員の取扱いにも影響を及ぼすこととなり、このことは任命権者である東京都教育委員会の適正な人事管理業務に著しい支障を及ぼすおそれもある。

カ 以上の理由により、本件公文書の非開示部分は、開示することにより当該評価等に係る実施機関の公正もしくは適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるものに該当するため、保護条例第 19 条第 2 項第 2 号に該当するものである。

(3) 本件異議申立てに対する実施機関の意見

実施機関は、本件異議申立てに対する意見を非開示理由説明書においてつぎのように述べている。

ア 「自己申告書には本人記入とは違う点が見られる」との主張について

異議申立人は異議申立書の中で「自己申告書には本人記入とは違う点が見られ」と主張している。

具体的にどの部分を指すのかは不明だが、この点に関して申し述べると、自己申告書は異議申立人自らが作成するものであり、当該自己申告書と本件公文書の非開示部分とは何ら関連性を有しない。したがって、本件主張は失当であると考ええる。

しかしながら、異議申立人のこの主張は実施機関をはじめ当該公文書を取り扱う者に対する信頼にかかわる事項と考える。そこで、実施機関では、所属校長に聴取を行った結果、異議申立人の主張するような事実は発見されなかった。ましてや実施機関が本件公文書を改ざんするという事実はないことを申し添える。

イ 「異動申告書の日付の時点では、現任教勤務を希望しているのが明らかにあるのにも関わらず異動の対象とされている」との主張について

異議申立人は異議申立書の中で「異動申告書の日付の時点では、現任教勤務を希望しているのが明らかにあるのにも関わらず異動の対象とされている」と主張している。

この点に関して申し述べると、本件異議申立ての対象は部分開示という処分についてであり、異議申立人が異動対象とされているかどうかとは何ら関連性を有しない。したがって、本件主張は失当であると考ええる。

しかしながら、実施機関は、要綱に基づき、所属校長から教員本人に対する意見の聴取や人事構想に基づき異動対象となる旨の告知等の手順を踏むこと、また配置先決定にあたっては育児事情や介護事情等生活環境を十分に配慮することに留意して実際の異動事務を実施しているところである。

今回の異議申立人の異動についても他の教員と同様に、これら必要な手順を踏んでおり、その配置先についても要綱に規定する範囲内であることから、何ら問題がないものと認識している。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号。以下「審査会条例」という。）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第 29 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を、あくまで、条例に則して判断するものである。

イ 条例第 19 条は、区民等の自己情報の開示請求について規定している。同条第 2 項各号は、自己情報の開示請求に対し、例外的に当該開示請求に応じないことができる事項について定めている。

ウ 当審査会は、条例のこれらの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

(2) 本件公文書の内容および性格

ア 当審査会は、審査会条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、本件対象公文書である異動申告書の提示を実施機関に求め内容を見分するとともに、教員の異動事務における異動申告書の役割について調査を行った。

イ 異動申告書は異動対象者について所属校長が作成し実施機関に提出するものであり、その表面には、当該教員の勤務の状況、能力活用や育成の観点等に関わる所属校長の評価や所見、そして異動に関する所属校長の意見と理由が記載されている。

また裏面は異動対象者本人が作成した教育職員自己申告書の裏面部分の写しとなっており、当該教員が申告した自己の経歴や希望する校務分掌、活用してほしい能力、自己の異動についての意見が記載されている。

ウ このように構成された異動申告書は、所属校長から実施機関、実施機関から東京都教育委員会、東京都教育委員会から新しい配置先の区市町村教育委員会へと事務処理が行われる過程で使用されるものであり、教員の任命権者である東京都教育委員会が配属先を決定するにあたっての参考資料として活用されていることが確認できた。

(3) 条例第 19 条第 2 項第 2 号該当性について

ア 条例第 19 条第 2 項第 2 号は、「個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等（以下「評価等」という。）に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるものまたは開示することにより当該評価等に係る実施機関の公正もしくは適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの」に該当する場合は、自己情報の開示請求に応じないことができると規定している。

イ これを本件公文書についてみると、非開示部分のうち異議申立人が開示を求めている「異動に関する意見と理由」欄には、所属校長が当該教員の勤務状況、能力活用および育成の観点等を総合的に判断し、翌年度の異動に関する意見とその理由を記載することとなっており、これは条例第 19 条第 2 項第 2 号に規定する「個人の評価等に関するもの」に該当すると認められる。

ウ そこで、本件非開示情報が条例第 19 条第 2 項第 2 号後段に該当するか否かについて判断する。本件公文書は、最終的には教員の任命権者である東京都教育委員会が各教員の配属先を決定する際の参考資料として活用されるものである。したがって、当該公文書の作成者である所属校長、実施機関、東京都教育委員会と経由する段階において公正な意見の伝達が担保されることが何よりも求められる。しかし、今後これを開示することが前提となると、所属校長が教員との間に誤解や摩擦が生じることを危惧して自らの率直な意見を記入しづらくなり、実施機関に、延いては東京都教育委員会に教員の異動事務に必要な情報が十分に伝わらないこととなり、教員の異動という人事に関する事務において、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。特に、本件においては練馬区限りで完結するものではなく、東京都ならびに他区市町村の教育委員会における取扱いにも重大な影響を及ぼすとの実施機関の主張には十分首肯できる。

エ したがって本件公文書の非開示部分は、「開示することにより当該評価等に係る実施機関の公正もしくは適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの」であると認められるので、条例第 19 条第 2 項第 2 号に該当すると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、異議申立書、意見書および口頭意見陳述において、本件公文書のほかに自己申告書の内容についても様々主張している。その要旨は、当該自己申告書は改ざんされており、本人の希望を無視して行われた人事異動は不正なものである、また、自己に関する評価は正当ではなく無効なものであって修正されるべきであり、本件公文書に係る非開示理由は成立しない、というものである。

イ しかしながら、上記内容は、いずれも本件処分とは何ら関連性を有するものではない。また当審査会は上記内容を調査、確認する機関ではなく、事実の当否について判断する立場にはない。したがって、仮に異議申立人の主張が事実であったとしても、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はないものと判断する。

6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成 19 年 3 月 2 3 日	・ 異議申立書の受理
4 月 2 0 日	・ 練馬区教育委員会（実施機関）から諮問
平成 19 年 5 月 9 日 （第 4 期第 7 回審査会）	・ 本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・ 実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
	・ 実施機関へ非開示理由説明書の提出要求
6 月 2 2 日	・ 非開示理由説明書を受理
6 月 2 9 日	・ 異議申立人に非開示理由説明書の送付と意見書の提出要請
	・ 異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会
7 月 3 0 日	・ 異議申立人からの口頭意見陳述申立書および意見書を受理
9 月 7 日 （第 4 期第 10 回審査会）	・ 異議申立人の口頭意見陳述実施
	・ 争点の審査
	・ 答申内容の検討
1 0 月 1 9 日 （第 4 期第 11 回審査会）	・ 答申内容の検討および答申文の作成
	・ 練馬区教育委員会（実施機関）への答申